

最低制限価格（低入札価格調査基準額）に係るランダム係数の導入について

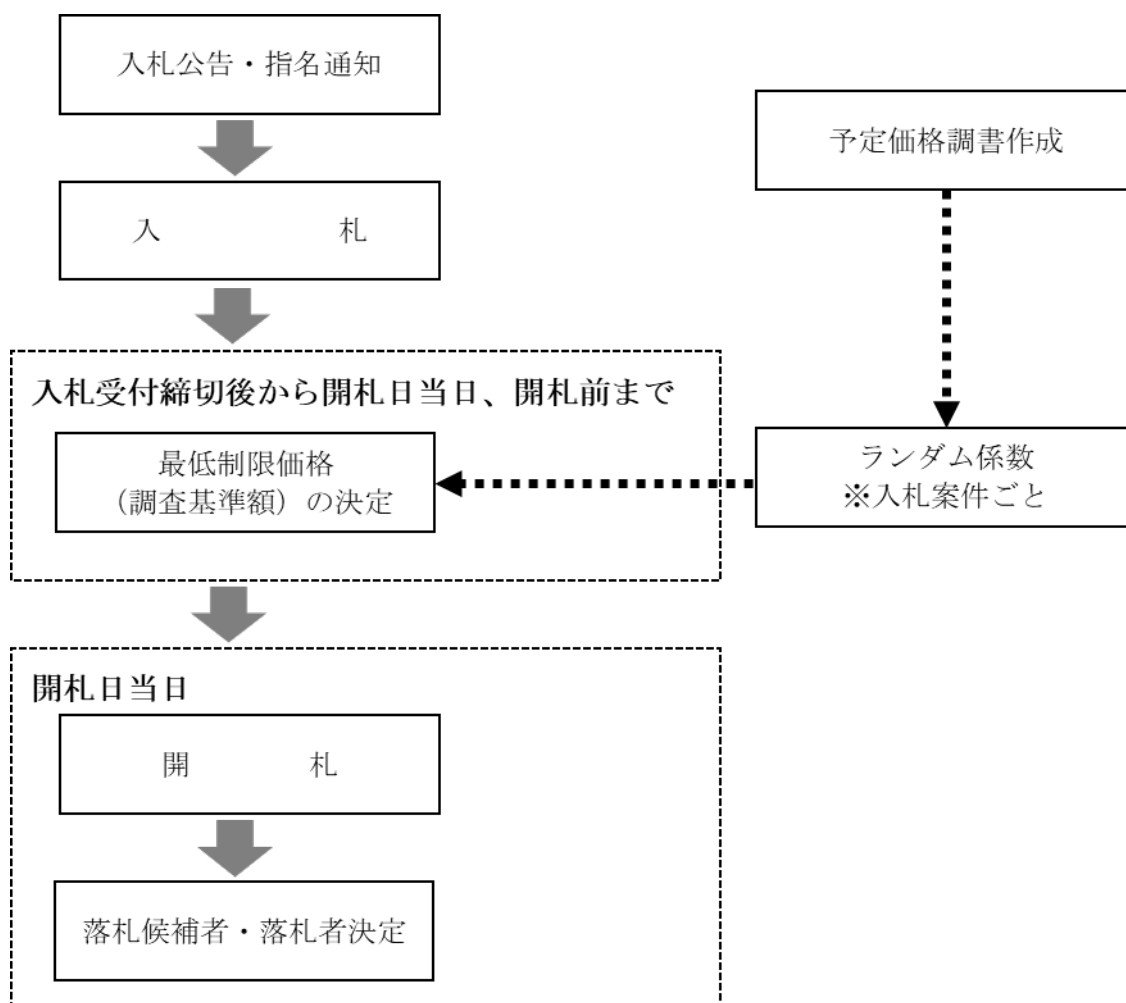
概要

入札手続きの更なる公正性及び透明性の確保のため、最低制限価格基本額（低入札価格調査基本額）にランダム係数を乗じ、入札受付締切後から開札日当日、開札前までの間に最低制限価格（低入札価格調査基準額）を決定する制度を導入します。

最低制限価格基本額（現在の最低制限価格）又は低入札価格調査基本額（現在の低入札価格調査基準額）に「ランダム係数」を乗じて最低制限価格（低入札価格調査基準額）を設定します。

$$\begin{aligned}\text{最低制限価格} &= \text{最低制限価格基本額} \times \text{ランダム係数} \\ \text{低入札価格調査基準額} &= \text{低入札価格調査基本額} \times \text{ランダム係数}\end{aligned}$$

【落札候補者等の決定までの流れ】



ランダム係数について

ランダム係数は最低制限価格等としての意義を損なわないよう考慮した範囲で電子的・無作為に発生させる数値とします。

ランダム係数の変動範囲と最低制限価格（低入札価格調査基準額）を算出する際に用いた数値は非公表とします。ランダム係数を用いて算出した最低制限価格（低入札価格調査基準額）は、契約締結後、公表します。

【最低制限価格の計算方法 ※解体工事を除く建設工事の例】

ランダム係数導入前	ランダム係数導入後
最低制限価格＝ a（直接工事費×97％）＋ b（共通仮設費×90％）＋ c（現場管理費×90％）＋ d（一般管理費等×68％） ※a～dはそれぞれ1円未満の端数切捨て ※a～dの合計額は1000円未満の端数切上げ ※最低制限価格（a～dの合計額）は予定価格の75％～92％の範囲内で設定	最低制限価格基本額＝ a（直接工事費×97％）＋ b（共通仮設費×90％）＋ c（現場管理費×90％）＋ d（一般管理費等×68％） ※最低制限価格基本額の算出式は導入前の最低制限価格の算出式と同じ。 ※a～dはそれぞれ1円未満の端数切捨て ※a～dの合計額は1000円未満の端数切上げ ※最低制限価格基本額（a～dの合計額）は予定価格の75％～92％の範囲内で設定 ↓ 最低制限価格＝ 最低制限価格基本額×ランダム係数 ※1円未満の端数切捨て

対象案件

尾道市が一般競争入札及び指名競争入札により発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務のうち、最低制限価格等を設定する全ての案件を対象とします。

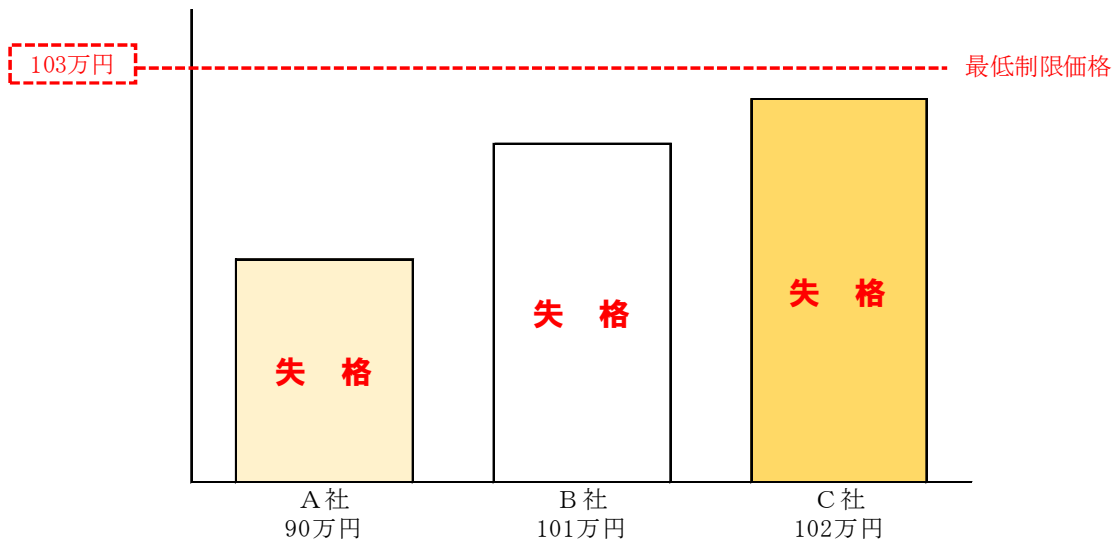
実施時期

令和6年11月1日以降に尾道市が入札公告、指名通知を行う案件に適用します。
※令和6年11月1日より前に入札公告、指名通知を行っている案件には適用しません。

落札者等の決定方法

1. 応札者全員が最低制限価格を下回った場合

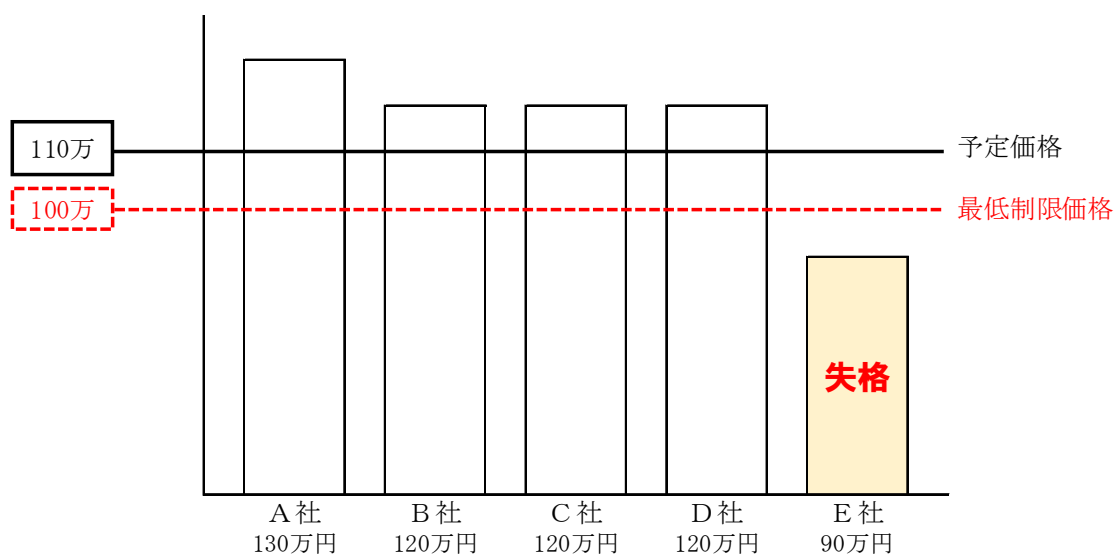
応札者全員を失格とし、入札を中止します。



※入札中止となった後、再度入札公告等を行う場合は、新規の入札と同様の扱いになるため、開札時に改めて発生させたランダム係数を使用して、最低制限価格を決定します。

2. 1回目の開札で落札者等が決まらない場合

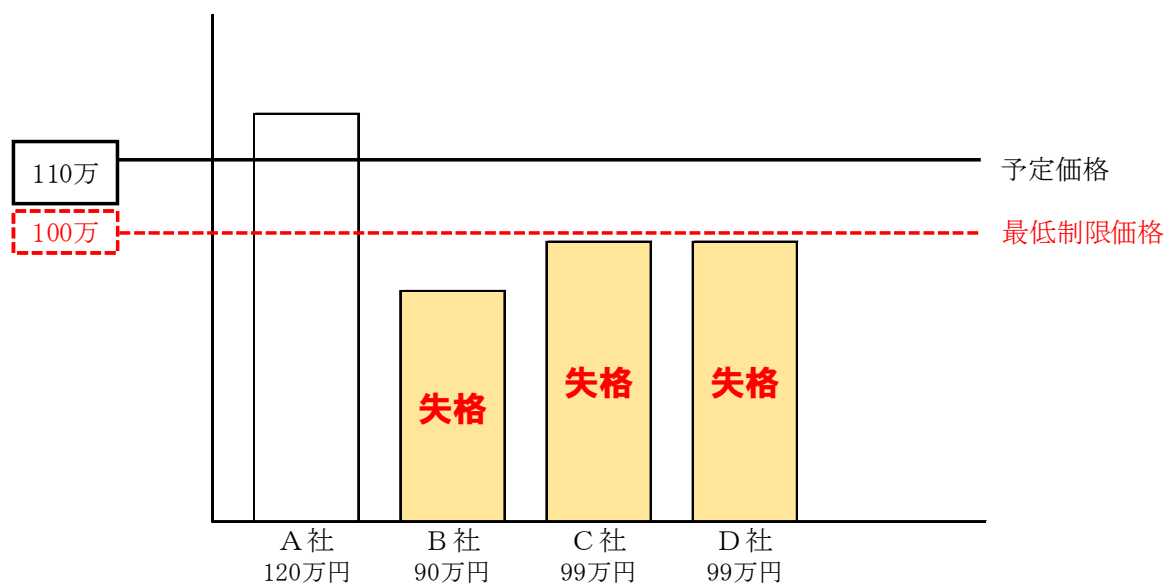
最低制限価格を下回った者は失格となり、再度入札は予定価格を超過した者のみで行います。



この場合、最低制限価格を下回ったE社は失格となり、2回目の入札には参加できません。再度入札は予定価格を超過したA社、B社、C社、D社で行います。

3. 再度入札において、予定価格以下、最低制限価格以上の額を入札した者がいない場合

有効な範囲の入札者がいない場合は、入札不落になります。



この場合、A社は予定価格超過、B社、C社、D社は最低制限価格を下回り、3社とも失格となるため、入札不落になります。

※入札不調等となった後、再度入札公告等を行う場合は、新規の入札と同様の扱いになるため、開札時に改めて発生させたランダム係数を使用して、最低制限価格を決定します。